

心身ともに健康であれば、ライフもワークも充実させることができる 黄金の60台！
そういう方に朗報となる年金制度改正が行われることになりましたので、お知らせします。

2022年4月より、厚生年金の‘在職定時改定’という制度がスタートします。

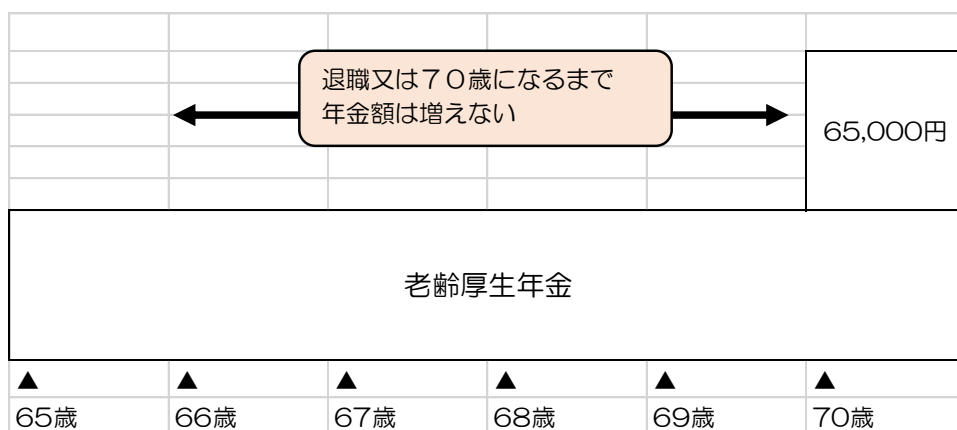
65歳以上の方が厚生年金保険に加入しながら働き続けると、受け取る年金額が以下の通り毎年改定（増額）になるという制度です。

例えば、標準報酬月額 20 万円で働き続けた場合を見てみると……



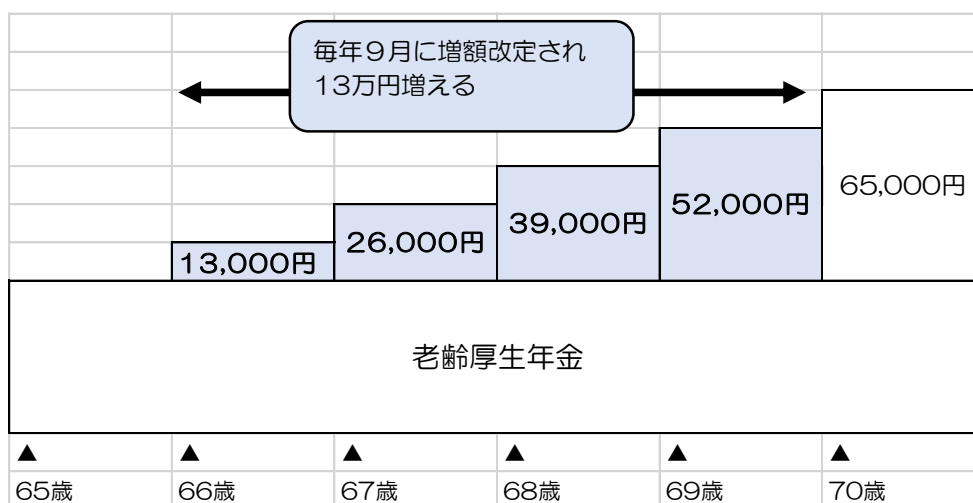
【現行の年金制度の仕組み】

70歳前に退職するか、70歳に到達するまでは、65歳以降払い込んだ保険料分の年金額が増額されない。



【改定後の年金制度】

毎年9月に、前月まで払い込んだ保険料相当の年金額が増額される。



2021年4月より70歳までの就業機会確保の努力義務化がスタートしており、今後65歳以降も働かれる方は益々増えてくると思いますが、これからは、働いた分が年金という形で実感できるようになります！

